

鷺別地区における津波警報時の避難行動について



令和7年度鷺別地区懇談会
令和7年10月28日(火)
登別市総務部

7月30日 市役所の行動(情報発信)

9:41、10:32 全地域防災行政無線(避難指示)

《放送内容》

- ・津波警報が発表されました。
- ・海岸付近の方は高台に避難してください。
- ※避難指示区域発令無

JR線路より海側に避難指示発令(テレビ等)

7月30日 避難対象外区域

鷺別2丁目
【220世帯】

鷺別町4丁目
【215世帯】

ひまわり
【262世帯】

鷺別3丁目
【220世帯】

ありあけ
【78世帯】

はまわし
【53世帯】

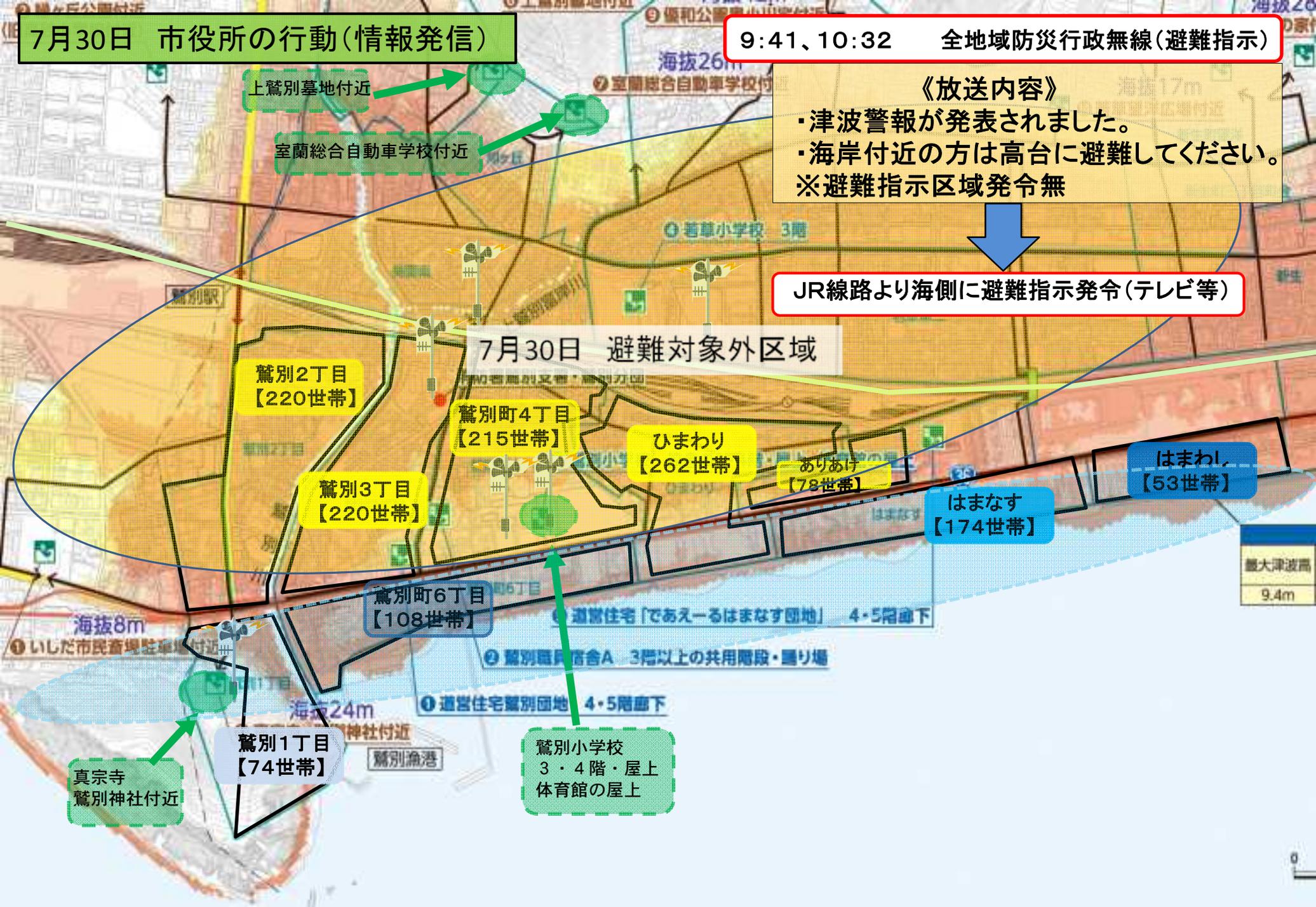
はまなす
【174世帯】

鷺別町6丁目
【108世帯】

鷺別1丁目
【74世帯】

真宗寺
鷺別神社付近

鷺別小学校
3・4階・屋上
体育館の屋上



大津波警報避難対象区域(最悪の場合)

新たな考え方《ルール設定》

襲来する津波の高さによるルール

A.1~3mの津波の場合(津波警報)

B.3~5mの津波の場合(大津波警報)

C.5~10mの津波の場合(大津波警報)

D.10m超の津波の場合(大津波警報)

その他のルール

- (1)1次避難と1.5及び2次避難のタイミング
- (2)避難方法(車での避難についての考え方)
- (3)高齢者、障がい者、乳幼児等の支援対策
- (4)地域の支え合い

鷺別2丁目
【220世帯】

鷺別町4丁目
【215世帯】

ひまわり
【262世帯】

ありあけ
【78世帯】

はまわし
【53世帯】

鷺別3丁目
【220世帯】

はまなす
【174世帯】

鷺別町6丁目
【108世帯】

鷺別1丁目
【74世帯】

最大津波高
9.4m

海拔8m

① 運営住宅「であえーるはまなす団地」 4・5階廊下

② 鷺別職員宿舎A 3階以上の共用階段・踊り場

③ 運営住宅鷺別団地 4・5階廊下

社付近

鷺別漁港

いしだ市民斎場駐車場

海拔26

④ 和和公園

⑤ 互利総合自動車

⑥ 若草

消防署鷺別支署・鷺別分団

鷺別駅

7月30日の津波警報における登別市の情報伝達について(防災行政無線)

7月30日

※全地域に放送

9:41と10:32の2回実施

- サイレン
 - 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
 - ・こちらは登別市です。
 - ・下りチャイム
- ※2回目も同様の内容を放送

避難指示地域の周知

放送の伝え方

今後

※初回、引き続き全地域に放送
※警報解除まで定期的に放送

- サイレン
 - こちらは登別市です。津波警報が発表されました。**鶯別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、登別港町**に避難指示を発令しました。直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
- ※定期的に同様の内容を配信

- サイレン
- 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
 - ・こちらは登別市です。
 - ・下りチャイム

2回目以降の
放送内容

- サイレン
- こちらは登別市です。津波警報が発表されました。**鶯別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、登別港町**に避難指示を発令しました。直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

7月30日の津波警報における登別市の情報伝達について(自動配信メール)

7月30日

※全地域に放送

※計14回配信

津波警報が発表されたため、避難指示を発令しました。
浸水のおそれがある区域にお住まいの方は、直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビル等の高い場所に避難してください。

地域を記載

今後

※初回、引き続き全地域に放送

※警報解除まで定期的に放送

津波警報が発表されたため、**鶯別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、登別港町**に避難指示を発令しました。
直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

2～14回目も同様の内容で配信

津波警報が発表されたため、避難指示を発令しました。
浸水のおそれがある区域にお住まいの方は、直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビル等の高い場所に避難してください。

2回目以降の配信内容

津波警報が発表されたため、**鶯別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、登別港町**に避難指示を発令しました。
直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

避難行動の新しい考え方

項目1

- ・避難の新ルール(鷺別小学校(津波避難ビル)への避難方法の再確認)
- ・津波浸水高による避難の考え方、避難方法

項目2

- ・避難所の考え方
- ・1次避難所から1.5次及び2次避難所への移動タイミングの徹底、福祉避難所、ペット等の考え方

項目3

- ・支え合いのルール(避難する市民と受け皿となる市民の役割)
- ・乳幼児、障がい者児、高齢者等への支援、障がい福祉関係団体との協力

項目4

- ・市役所からの情報提供について
- ・情報のタイミング、提供内容、重大性、確認のやりとり等

項目5

- ・自助・共助の進化
- ・避難所の自治運営、備蓄品の振り分け、備蓄内容・量、平時の管理・利用、避難所訓練の充実

項目6

- ・中長期の避難の考え方
- ・広域連携のあり方、長期避難滞在の具現化、2次・3次災害への回避方法

6つの項目に分類し、公開を原則に見える化をして、項目ごとに期限を決めて、たたき台を策定→議論→修正→最終確認→最終決定→そして、2026年令和8年の地区懇談会で発表とする。項目の最初のたたき台は2025年令和7年12月に報告します。

JR線路横断について ※令和8年度完成

① 若草小学校付近(全体図)



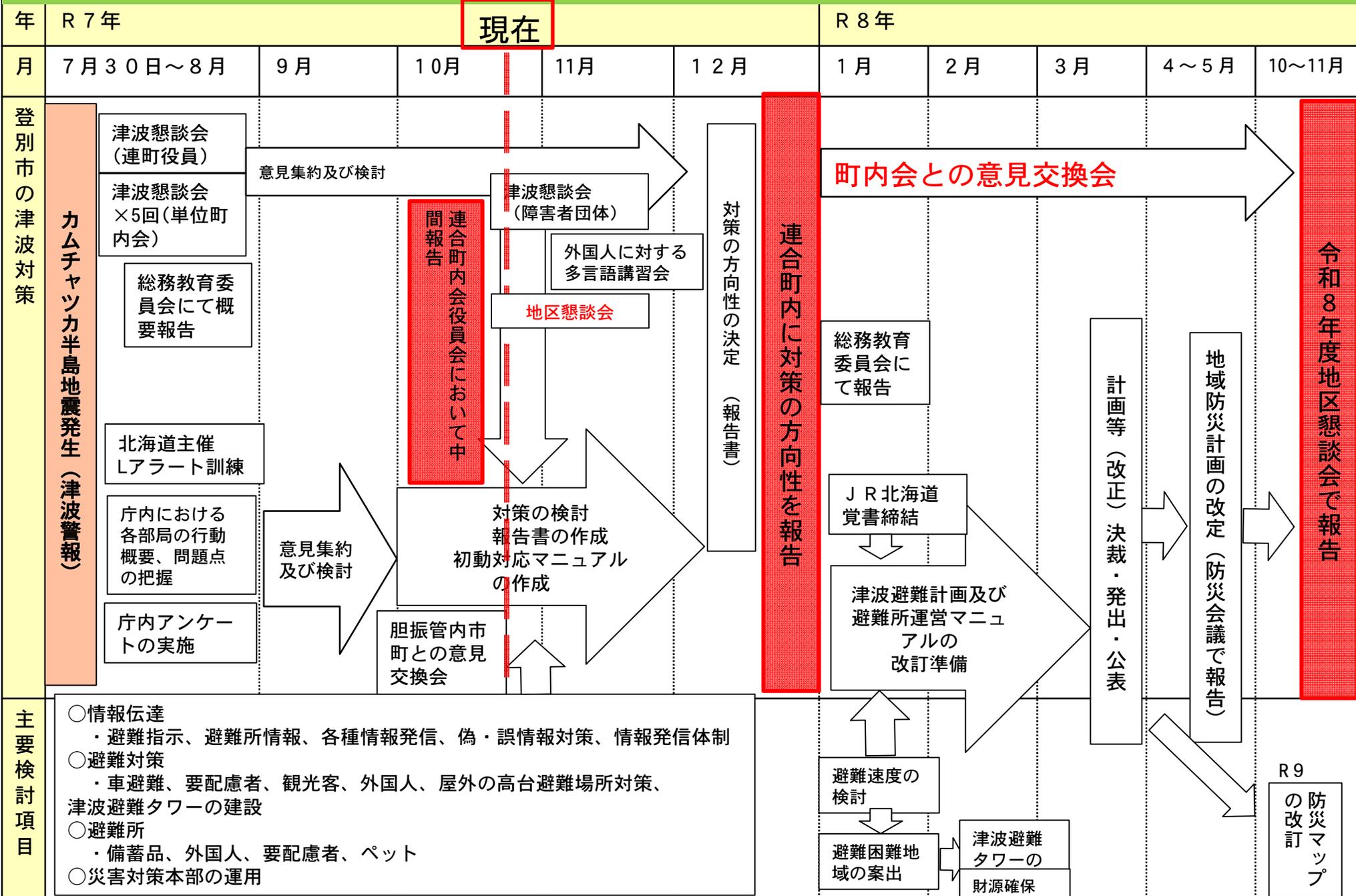
浸水区域外まで約420m(約14分)



線路横断箇所



令和7年度津波避難計画、避難所運営マニュアル見直し 業務予定表



7月30日の行動を教訓として

- 7月30日のカムチャツカ半島沖地震に伴う津波警報の際には、これまで避難のルールが特段定められていなかった3m以下の予想津波高に対し、市民の皆様の行動パターンや市の情報発信方法に多くの課題があることがわかりました。
- このことを教訓として、具体的に効果のある避難行動となるよう今から1年間を費やし計画やマニュアルを改善してまいりますので皆様のご協力を何卒お願い申し上げます。